

P-2-48

下顎乳中切歯歯頸部にストロー様異物を認めた 1 例

○水谷智宏^{*,**}, 中山 聡^{*}, 岩崎 浩^{*,**},
宮沢裕夫^{*,**}
(*松歯大・小児歯,
**松歯大・院・健康増進口腔科学)

【緒言】

乳幼児は、生後 5 か月を過ぎると目に映る様々な物を口腔内へ入れるようになり、誤飲や誤嚥、迷入を引き起こす。また、つかまり立ちを始める 8 か月を過ぎると、衝突や転倒に伴う歯の外傷も生じるようになる。

歯科領域における異物迷入事例の報告は、これまでも矯正用エラストリックゴムやストロー様異物の報告がなされている^{1~4)}。

今回、演者らは長期に渡り下顎左側乳中切歯にストロー様異物が嵌入していたと考えられ、高度の歯槽骨破壊をきたした 1 例を経験し、保護者の同意を得たので報告する。

【症例】

患児：初診時年齢 2 歳 11 か月、女兒

初診日：2006 年 11 月 22 日

主訴：歯の中から歯が生えてきた（紹介状持参）

全身、局所既往歴および家族歴：特記事項なし

現病歴：生後 9~10 か月頃、自宅内でつたい歩き中に転倒し、その際に軽度の出血が認められた。その頃より、下顎左側乳中切歯の変色や形態異常を気にしていたが、歯科の受診は行っていなかった。

2006 年 11 月 19 日夕刻より、下顎左側乳中切歯部に痛みを訴え摂食困難であったが、夜間という事もあり経過をみていた。翌日、心配になり近医を受診したところ状態把握が困難であるとの説明を受け、当科を紹介された。

口腔内所見：Hellman の咬合発育段階は IC 期であり、下顎左側乳側切歯の欠損が認められた。

下顎左側乳中切歯の歯頸部周囲には、隣在歯よりも乳白色の濃い帯状異物と、その異物に付着するような形で点在した歯石が認められた。また、異物の表面は比較的滑沢であった。触診においては動揺度 1 度が認められ、僅かに疼痛を訴えた。

エックス線所見：下顎左側乳中切歯に齶蝕と思われる

ような透過像や、歯石の沈着を思わせる像は認められなかった。しかし、患歯周囲の歯槽骨には高度な水平的骨吸収が認められた。

診断：下顎左側乳中切歯歯頸部への異物嵌入

処置と経過：患歯の状態を保護者に説明した後、鎌形スクレーパーにて歯頸部を取り囲む異物を摘出した。摘出後も患歯の動揺度に変化は認められなかったため、アクリノールにて患歯周囲の消毒を行い、抗生物質と鎮痛剤の処方を行った。

翌日、再度精査を行ったところ、動揺度は 1 度であったが自発痛や打診痛は認められなかったため、患歯周囲の消毒を行い、保護者に対して経過観察を続けていく旨を説明した。

摘出物所見：摘出物は直径 3.8mm、高さ 5.2mm の円筒形状で、色は半透明をした乳白色であった。摘出物の切端側辺縁には歯石の沈着が認められた。

【考察】

除去した異物は、その形状や厚さ、硬さなどから枕の中に使われているストロー様異物であることが推察された。保護者に確認したところ、2 年ほど前に家庭で使用していた枕の中には本症例の異物と酷似した素材が用いられていたという。また、その枕は破損していたため中身が出てくる事もあったが、継続使用していた事が判明した。本症例はストロー様物が保護者の目の届かない場所で下顎左側乳中切歯に嵌入した後、長期間経過した事により高度な歯槽骨破壊をきたしたのと考えられた。

このような保護者の知らない間に乳幼児が身の周りにある物を口腔内へ入れた後、何らかの力が加わる事により迷入する事例、さらに自覚症状や他覚症状が乏しい期間が長期に渡り続くという状態が重なったために重篤な状態が引き起こされてしまうといった事例は、今後も十分に起こりうると考えられる。

保護者に対し、乳幼児の誤飲や誤嚥、迷入の影響について更なる注意を促し、安全対策を講じていく必要性があることが示唆された。

【文献】

- 1) 坂口 也子, 他 : 小児歯誌, 38:255-260. 2000.
- 2) 河上 智美, 他 : 小児歯誌, 42:453-457. 2004.
- 3) 今井 裕樹, 他 : 歯科学報, 104:374. 2004.(抄)
- 4) 村上 由見子, 他 : 小児歯誌, 39 : 369. 2001.(抄)